

東京消防庁 消防相互応援協定 秩父広域市町村圏組合

協定締結日 平成3年2月19日

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく、東京消防庁（以下「甲」という。）と秩父広域市町村圏組合（以下「乙」という。）との消防相互応援協定は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、林野火災及び山岳救助の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

都県境付近に発生した林野火災、山岳救助事象について、甲乙いずれかから応援要請があった場合に応援側から1隊出場するものとする。

(2) 特別応援

前号にかかわらず更に応援を必要とする場合は、被応援側の消防長の要請により応援するものとする。

2 災害発生の管轄場所が特定できない場合は、災害を覚知した側で出場するものとする。

第4条 応援出場隊の長は、現場の被応援側最高指揮者の指揮に基づき活動するものとする。

第5条 応援のために要した人件費、燃料費等の経常的経費は、応援側の負担とする。

2 災害現場における燃料の給油及び宿泊に係る経費並びに前項以外の経費については、被応援側の負担とする。

第6条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第7条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成3年3月1日から効力を生ずる。

平成3年2月19日

東京消防庁消防長

消 防 総 監

原 島 榮 一

秩父広域市町村圏組合

秩父広域市町村圏組合管理者

内 田 全 一

【改正】

附 則

この協定は、平成18年11月27日から効力を生ずる。

平成18年11月27日

東京消防庁消防長

消 防 総 監

関 口 和 重

秩父広域市町村圏組合

秩父広域市町村圏組合管理者

栗 原 稔